農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年７月３日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　鈴木　憲和

第18条中「若しくは第57条の２若しくは第57条の３」を「、第57条の２、第57条の３」に、「療養の給付」を「療養」に、「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附則第６条中「医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給を含む。」を「医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。」に、「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附　則

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第６条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年８月10日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｉ第409号	昭和45年９月３日	坂田　一子	令和８年７月８日	

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年８月10日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ第3488号	平成13年２月23日	岡本　光弘	令和８年７月８日	